

○国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程

〔平成17年2月24日〕  
〔法人規程第5号〕

改正 平成20年法人規程第29号  
平成21年法人規程第33号  
平成22年法人規程第41号  
平成23年法人規程第59号  
平成24年法人規程第28号  
平成26年法人規程第48号

国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 譲渡契約（第4条－第6条）
- 第3章 補償金（第7条－第9条）
- 第4章 雑則（第10条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号。以下「知的財産規則」という。）第7条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の職員（以下単に「職員」という。）が創作したプログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタル・コンテンツ並びに職員が創出したノウハウ（以下「プログラムの著作物等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この法人規程において「著作者等」とは、プログラムの著作物等を創作又は創出した職員をいう。

2 この法人規程において「プログラムの著作物等に係る権利」とは、プログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタル・コンテンツ（論文、著書及び報告書を除く。以下同じ。）に係る著作権並びにノウハウに関し法律上保護される利益に係る権利をいう。

（権利の帰属）

第3条 プログラムの著作物等に係る権利は、著作権法（昭和45年法律第48号）第15条第2項の規定に該当して法人がプログラムの著作物について著作者となる場合を除き、著作者等

に帰属する。

## 第2章 譲渡契約

(譲渡の申出)

第4条 知的財産規則第4条第3項の法人規程で定める申出の手続は、別記様式第1号の譲渡申出書により、所属長を経て学長に申し出ることにより行うものとする。

(移転の適否の決定)

第5条 学長は、知的財産規則第4条第2項の申出に基づくプログラムの著作物等に係る権利の法人への移転の適否について、国際産学連携本部（国際産学連携本部規程（平成26年法人規程46号）第1条に規定するものをいう。）の審査結果に基づき、決定を行うものとする。

(契約の締結)

第6条 学長は、前条の規定によりプログラムの著作物等に係る権利の法人への移転を承認する旨の決定をしたときは、当該権利がプログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタル・コンテンツに係る権利である場合にあつては別記様式第2号の権利移転契約書、ノウハウに係る権利である場合にあつては別記様式第3号の権利移転契約書により、速やかに、法人と著作者等との間で、当該権利の移転に関する契約を締結するものとする。

## 第3章 補償金

(補償金の支払)

第7条 知的財産規則第6条第3項の補償金の種類は、プログラムの著作物等に係る権利の実施又は処分により当該権利の登録に要した経費を超える収入を得た場合において著作者等から請求があったときに支払う実施補償金とする。

2 知的財産規則第6条第2項の法人の予算として配分を受けることができるのは、前項の実施補償金が支払われる場合に限るものとする。

3 知的財産規則第6条第2項の申出は、著作者が第9条第1項又は同条第2項の規定に該当することとなったときは、補償金への変更の申出があったものとみなす。

4 実施補償金の額は、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）別表第2を準用して算出した額とする。

(共同著作者等に対する補償金)

第8条 実施補償金は、当該補償金を受ける権利を有する著作者等が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(転退職又は死亡の場合の補償金)

第9条 実施補償金を受ける権利は、当該権利を有する著作者等が転職し、又は退職した後も存

続する。

2 前項の権利を有する著作者等が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

#### 第4章 雑則

(法人細則への委任)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、プログラムの著作物等に係る権利の取扱いに関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

この法人規程は、平成17年2月24日から施行する。

附 則 (平20.3.31法人規程29号)

1 この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等に係る権利の移転に関する契約細則(平成17年法人細則第5号)は、廃止する。

附 則 (平21.5.28法人規程33号)

この法人規程は、平成21年5月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平22.7.1法人規程41号)

この法人規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平23.9.29法人規程59号)

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平24.3.29法人規程28号)

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平26.3.27法人規程48号)

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

譲渡申出書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

所属系

住所

氏名

印

国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程（平成17年法人規程第5号）第4条の規定に基づき、下記の権利を国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）に譲渡することを申し出ます。

記

権利の概要

1. プログラムの著作物等の名称：
2. 著作者等

著作者等	氏名	所属・職名	貢献度
学内代表著作者等	印		%
学内共同著作者等	印		%
	印		%
学外共同著作者等	印		%
	印		%

（著作者等が複数いる場合には、学内代表著作者等は共同著作者等及びその貢献度について調整の上、提出してください。）

申出者連絡先（Eメールアドレス： 内線 ）

3. 他の知的財産権との関係

（関係がある場合は、当該権利の種類、名称、帰属関係等を記入してください。）

4. 学外共同著作者等との関係

（学外共同著作者等がいる場合には、当該者と共同研究中かどうか、契約書があるかどうかなどを記入してください。）

5. ライセンスの方針及び形態

（相手先を指定したいのか、本学に一任するのか、プログラムの著作物等の書換えを認めるのかなどを記入してください。）

6. 創出に使用した研究費（※JST 又は NEDO 等の経費であればその旨記入してください。）

使用した研究経費	研究経費総額	創出に要した金額	使用年度
運営費交付金			
寄附金			
学外共同研究費			
受託研究費（※ ）			
文部科学省科学研究費			
私費			
その他（ ）			
合計			

7. 使用した研究施設及び設備（当該施設・設備を所有している組織等）

8. プログラムの著作物等の概要（「別紙」に記入してください。）

9. その他の参考事項

別 紙

プログラムの著作物等の概要

申出者所属系	申 出 者 氏 名	申出年月日
項 目	内 容	
【プログラムの著作物等の名称】		
【技術分野】 ・何についてのプログラムの著作物等なのかを記入すること。		
【プログラムの著作物等の概要と特色】		
【産業上の利用可能性】 ・このプログラムの著作物等が活かされる用途を記載すること。		

各エリア支援室等	受付年月日	国際産学連携本部	受付年月日
----------	-------	----------	-------

権利移転契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、第1条に規定する権利の移転について、次のとおり合意したので、契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（権利の特定）

第1条 本契約の対象とする権利は、乙が、国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程（平成17年法人規程第5号。以下「取扱規程」という。）第4条の規定に基づき、甲に譲渡することを平成 年 月 日付で学長に対し申し出た下記名称のプログラムの著作物等に係るすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）とする。

プログラムの著作物等（ノウハウを除く。）の名称：

（権利の移転）

第2条 前条に規定する権利については、本契約により、乙から甲に移転するものとする。

（権利の登録）

第3条 甲は、第1条に規定する権利について、必要に応じ、自らの費用により、著作権の登録の措置を講じるものとする。

（著作者人格権の行使の申出）

第4条 乙は、著作権法第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しようとするときは、事前に甲に申し出るとともに、その取扱いについて、甲と協議するものとする。

（甲の義務）

第5条 甲は、本契約により譲渡された権利に関しては、自らの費用と責任において、管理及び活用を行い、その早期の事業化に努めるものとする。

（補償）

第6条 甲は、本契約により譲渡された権利に関して、その実施許諾又は譲渡等により収益を得たときは、その利益を乙に配分するものとする。

2 前項の規定により、甲が乙に利益を配分するに当たっては、取扱規程第7条第4項の規定により、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）別表第2を準用するものとする。

（損失補償）

第7条 乙は、甲が本契約により譲渡された権利について第三者から乙の故意又は過失に起因して著作権侵害の訴え等を受けたときは、甲が被った損失及び費用（訴訟費用、弁護士費用等を含む。）を補償するものとする。

（協議）

第8条 甲及び乙は、本契約に規定していない事項が発生し、又は本契約の規定に疑義を生じたときは、信義誠実の原則に従って協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号  
国立大学法人筑波大学分任契約担当役  
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所  
氏名 ○ ○ ○ ○ 印



権利移転契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、第1条に規定する権利の移転について、次のとおり合意したので、契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（権利の特定）

第1条 本契約の対象とする権利には、乙が、国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程（平成17年法人規程第5号。以下「取扱規程」という。）第4条の規定に基づき、甲に譲渡することを平成 年 月 日付で学長に対し申し出たもので、その名称は以下のとおりであるものとする。

ノウハウの名称：

（権利の移転）

第2条 前条に規定する権利については、本契約により、乙から甲に移転するものとする。

（甲の義務）

第3条 甲は、本契約により譲渡された権利に関しては、自らの費用と責任において、管理及び活用を行い、その早期の事業化に努めるものとする。

（補償）

第4条 甲は、本契約により譲渡された権利に関して、その実施許諾又は譲渡等により収益を得たときは、その利益を乙に配分するものとする。

2 前項の規定により、甲が乙に利益を配分するに当たっては、取扱規程第7条第4項の規定により、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）別表第2を準用するものとする。

（損失補償）

第5条 乙は、甲が本契約により譲渡された権利について第三者から乙の故意又は過失に起因して不正競争による営業上の利益侵害の訴え等を受けたときは、甲が被った損失及び費用（訴訟費用、弁護士費用等を含む。）を補償するものとする。

（秘密の保持）

第6条 乙は、第1条に規定する権利について、甲の事前の同意を得た場合を除き、その秘密を保持しなければならない。

（協議）

第7条 甲及び乙は、本契約に規定していない事項が発生し、又は本契約の規定に疑義を生じたときは、信義誠実の原則に従って協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号  
国立大学法人筑波大学分任契約担当役  
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所  
氏名 ○ ○ ○ ○ 印